

中期目標・中期計画一覧表

国立大学法人東京芸術大学

中期目標（平成17年3月25日付け、文部科学大臣提示）

中期計画（平成17年3月31日付け、文部科学大臣認可）

国立大学法人東京芸術大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文)大学の基本的な目標 東京芸術大学は、唯一の国立総合芸術大学として百年以上に亘り世界的な芸術家を輩出し、我国の芸術の指導的役割を果たしてきた。こうした伝統や遺産を継承しつつ、創立以来の自由と創造の精神を発展させ、優れた芸術家、研究者、教育者を養成することを目標とする。 東京芸術大学は、芸術文化立国・日本の核として芸術文化の教育研究を多方面から行いつつ日本の芸術文化の独自性を深めるとともに、多様な世界の芸術文化と交流しあう国際的な拠点づくりを実現する。 東京芸術大学は、大学院教育の充実・拡充に焦点をあて大学の組織を整備し、芸術表現の新たな研究領域や分野に積極的に取り組み、映像・演劇・舞踊・メディア芸術などについても積極的に対応し、芸術を広く時代に開いていく表現者、研究者の育成普及をめざす。 東京芸術大学は、情感の豊さや精神の深さを育む芸術環境の重要性を認識し、社会における芸術の必要性を発信するとともに、抽象的に語られやすい芸術の特異性を科学的な視点から明確化し、その普遍性を具体的な形で社会に位置づけていくことをめざす。	
中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間 2 教育研究上の基本組織 東京芸術大学は、教育研究上の基本組織として別表に記載	

する学部，研究科を置き，大学の基本的な目標及び中期目標の達成に努める。	
大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 1. 大学の目標の実現をめざし，現代社会における芸術の創作拠点として，独創性，国際性豊かな芸術家を育成する。さらに，芸術研究者，教育者，文化財専門家，芸術文化拠点の運営者，芸術文化政策の立案者など，芸術の関連分野の専門家を育成する。 2. 修士課程において，芸術文化に関する高度専門職業人養成機能の拡充をめざすとともに，博士後期課程においては，教育研究の充実を図り，学位授与の促進を図る。 (2) 教育内容等に関する目標 1. 各学部・各学科において明確なアドミッション・ポリシーを策定し，それに応じた学生受入れを実施する。 2. 実技教育による伝統継承と新しい芸術の創造という本学の目標をより高度に実現するため，弾力性に富んだ教育課程の再編成を行う。	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 1 - 1. 我が国芸術文化向上に多大な貢献を果たしてきた本学の芸術教育伝統を継承し，伝統的な芸術表現手法及び自己表現手法の獲得を一層強力に推進するとともに，新しい芸術表現・自己表現手法の獲得のための教育も積極的に展開していく。 1 - 2. 本学の伝統であり，芸術教育に欠かせない，少人数教育，個人指導を充実させる。 1 - 3. 学生の個性・能力に応じた指導を徹底し，きめ細かな教育環境を整える。 1 - 4. 国際的視野を持った芸術家育成のため，社会連携，国際交流を積極的に推進していく。 1 - 5. 専門教育と教養教育双方の充実と深化を図るため，授業科目のバランス，授業内容の見直しを図る。 1 - 6. 芸術系教員や学芸員等の芸術関連分野の専門家養成のため，教職関係科目，学芸員科目の充実を図るとともに，インターンシップ制度の従来以上の導入を図る。 1 - 7. 学部卒業作品・演奏・論文，大学院修士博士論文・作品・演奏のWeb公開など，教育成果の公表システムを充実させる。 1 - 8. 卒業後の進路等に関する情報を収集し，長期的な教育成果を把握し，検討する体制を整える。 1 - 9. 附属図書館，大学美術館など学内共同教育研究施設を活用した教育研究をより一層充実させる。 2 - 1. 現在の学部・大学院連絡協議会を廃し，新しく大学院改善委員会を設置し，大学院修士・博士後期課程についての組織編成，指導体制を点検の上，改善を図る。 2 - 2. 博士後期課程における学位授与学内制度等の見直しを行い，授与件数の増加を図る。 (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 1 - 1. 芸術文化の伝統継承にふさわしい人材に加え，新たな芸術文化創造に資する多様な能力と可能性を持つ人材を確保するために，入試方法の改善を図る。 1 - 2. 明確なアドミッション・ポリシーを策定し，大学案内，募集要項などにおいて具体的な教育方針，教育内容を公開する。 2 - 1. 各科毎の必修科目，選択科目，教養科目，専門科目などのバランスを再検討するとともに，多様性に富むカリキュラムの充実を図る。 2 - 2. 地域社会や学外機関と連携し，フィールドワークや調査研究，演奏やワークショップ等実践的な授業を教育課程に取り入れる。 2 - 3. 学科・学部・研究科での交流プログラムを実施し，交流講座を増設する。

3 . 個々の学生の特性と志向を明確に把握し、その個性に応じた教育環境を整え、専門教育の深化と充実を図る。

4 . 成績評価について信頼性、客観性を高める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1 . 本学の目標である伝統継承並びに新しい芸術の創造それぞれの、教育課程・授業科目の特性に即した教員を配置する。

2 . 学生の自主性、創造性を引き出す教育環境を整備する。

3 . 多様な芸術・学術情報源へのアクセスを可能とする環境を整備する。

4 . 教育の質を改善するための、全学的なシステムを構築する。

(4) 学生への支援に関する目標

1 . 学習に関する環境や相談体制を整備する。

2 - 4 . 大学美術館・演奏芸術センター・芸術情報センターの授業開設などによる実践的な教育参加を推進する。

3 - 1 . 実技教育の特殊性を踏まえ、アトリエ・スタジオ・レッスン室・アンサンブル室など、一層の効果的な活用を図る。

3 - 2 . 様々なメディア、アーカイブ、ネットワーク等を活用した具体的で、実験的な授業の充実を図る。

3 - 3 . シラバスの記載方法、内容を充実させる。

4 - 1 . 評価基準の明確化、成績分布データ作成など、成績評価制度の整備・充実を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1 - 1 . 各部局、学科が目的、特性、授業形態等を再検討の上、教育課程・授業科目の見直しを行い、それに即した教員配置を行う。

2 - 1 . 学生の意欲的な活動に対して学内規則の見直しなどを含めた柔軟な対応を図る。

2 - 2 . 優秀な学生を顕彰するとともに、作品等を公開する場を確保する。

2 - 3 . 学生の学外での研究創造活動を積極的に支援する体制をつくる。

2 - 4 . 学内外での学生のための展示演奏発表スペースをつくる。

3 - 1 . 時代に即応したメディア機器やネットワーク環境を整備する。

3 - 2 . 大学美術館や附属図書館など学内各部局における芸術・教育資料の購入を進め、資料の充実・活用を図る。

3 - 3 . 附属図書館の開館時間を延長し、教育の利便を図る。

4 - 1 . 教育方法、教材開発などを研究開発する F D のための組織を立ち上げ、効果的な教育効果をあげる芸術教育内容・方法を研究する。

4 - 2 . 定期的に教育内容の検討を行い、その結果をフィードバックする仕組みをつくる。

4 - 3 . 講座制を超えた、水平的・横断的な教育研究のあり方を研究、弾力的な教育研究組織の検討を行う。

4 - 4 . 他大学、他機関との提携により教員の交流を実施する。

4 - 5 . 学生による授業評価を行うとともに、教員による相互評価について詳細に検討し、導入を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1 - 1 . オフィスアワー制度の充実を図り、個々の学生に対応した支援体制を構築する。

1 - 2 . 学生支援のための組織を設ける。

1 - 3 . シラバス内容の見直しを行い、その充実を図るとともに、データをデジタル化し、

2. 学生の生活面における支援を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1. 教員個人から学部・学科を超えた分野横断的な研究活動、国際的な研究活動を通して、独創性と発展性に富む芸術表現活動を実現し、伝統の継承・新しい芸術の創造における世界的な研究拠点形成を目指す。

2. 国内外における芸術文化振興、社会貢献の拠点としての活動を促進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1. 個人研究、共同研究、各種プロジェクト等、研究内容に即した研究実施体制・研究環境の整備を図る。

2. 芸術創造に関する研究体制の多様化を促進し、研究の高度化、重点化を目指す。

3. 知的、美的資産の創出・取得・管理・活用に関する具体的な方策を検討する。

ホームページ等で公開し、学生への周知を徹底する。

1 - 4. 附属図書館の学習図書館・研究図書館としての機能を充実させる。

2 - 1. セクシャルハラスメントの対策を強化する。

2 - 2. 保健管理センターの機能を強化し、学生の健康管理等を促進する。

2 - 3. 国際交流会館の増築など留学生の生活環境の整備・向上を図る。

2 - 4. 学生の福利厚生を充実させる。

2 - 5. 学内外の奨学金についての情報伝達方法を確立し、積極的に支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1 - 1. 個々の教員の研究創造を基盤とし、芸術文化の継承発展を強力に推進する。

1 - 2. 常に新しい芸術表現を模索し、各分野が有機的に結合した創造活動を展開する。

1 - 3. 芸術・科学の枠を超えた創造性と発展性に富む創造研究活動を促進する。

1 - 4. 国際的な芸術交流の拠点として、世界各国との人材・情報交流を促進する。

2 - 1. 大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターを活用した展示、演奏企画を促進する。

2 - 2. 様々な企画を推進し、研究成果を他の機関と協力しながら社会に発信する。

2 - 3. 研究成果を多様なメディアを通して社会へ発信するために有効な組織を策定する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1 - 1. 全学的な視点から重点的に推進すべき教育研究を審議する体制を整備するとともに、それに従って、学内における予算配分を公正かつ効率的に配分する。

1 - 2. 教員個人の学内外における研究創造活動を支援する体制を構築する。

1 - 3. 学科・学部・大学院の枠を超えた研究グループの編成法や全学的な支援体制に関する具体的な検討を行う。

1 - 4. 附属図書館の開館時間を延長し、研究の利便を図る。

2 - 1. 全学的な重点テーマに関する横断的なプロジェクトを立ち上げ、そのための専用スペースを用意する。

2 - 2. 優れた業績をあげている研究創造や特色ある研究創造を支援する体制を整え、重点的な資金配分等を行う。またその成果の公表を大学美術館や奏楽堂などで定期的に行えるようにする。

2 - 3. 企業等からの特別研究員、外国人研究者、外国人芸術家、他機関の専門スタッフなどの積極的な受入体制を整備し、研究開発、発信能力の向上を図る。

3 - 1. 知的、美的資産の創出・活用に関するプロジェクトを全学的問題として立ち上げ、シンポジウム開催などを通じて、著作権の国際ルール作りなどの問題を検討、解決

4. 研究活動の状況・問題点を把握し、研究の質の向上を図るシステムを機能させるとともに、研究活動を評価し、成果をフィードバックする具体的なシステムを考案する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 芸術大学としての特色を生かした、教育面・研究面での社会貢献、国際交流を促進する。

(2) 附属病院に関する目標

記載事項なし

(3) 附属学校に関する目標

1. 教育基本方針

- 1) 将来の優れた演奏家や作曲家を育てるべく、専門実技などの音楽専門科目の早期教育を行い、音楽理論・音楽史などの音楽科目とともに、普通科目の教育や特別教育活動を通

策の提言などを行う。

- 3 - 2. 教育現場においても著作権に関する全学的な授業科目を、教養教育委員会などを活用して立ち上げ、著作権の知識や著作権保護意識の徹底を図る。

- 4 - 1. 点検評価委員会を拡充した評価室(仮称)を設置し、研究活動の状況・問題点を把握した上で研究活動の質的向上を図る。

- 4 - 2. 競争的資金を獲得した教員のための共同利用スペースを用意するなど、優れた教員に対する支援制度を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1 - 1. 両学部、大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターにおいて様々な企画を推進し地域の芸術文化向上、生涯学習に資するとともに、自治体や学外機関等と共同して保存修復支援、様々なレベルでの芸術教育提供・支援、芸術鑑賞提供・支援等に積極的に取り組む。

- 1 - 2. 大学美術館、附属図書館、奏楽堂等の広報情報発信を統合する情報発信システムを芸術情報センターを中心として整備し、学内芸術情報を整備するとともに、情報発信を促進する。

- 1 - 3. ボランティア活動等の社会活動への参加を学生に奨励・支援していく。

- 1 - 4. 現職芸術系教員のリカレント教育など社会人の受入れを促進するとともに、その受入れの窓口を整備する。

- 1 - 5. 様々な自治体、企業、各機関との連携のもと積極的に大学の人材、資産を活用できるように体制を整備する。

- 1 - 6. 国内外の芸術系大学や芸術研究機関との連携・交流を推進し、相互の資源交流を行うプロジェクトについて検討する。

- 1 - 7. 外国人研究者と留学生受入れを促進するとともに、地域と連携したアーティスト・イン・レジデンスなどの新しい仕組みを持った受入体制を整備する。

- 1 - 8. ユネスコ等の国内外の諸機関とも協力し、芸術による国際協力を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

記載事項なし

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1 - 1. 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 1) 優れた音楽家育成のため、音楽学部と附属高校の有機的連携をより一層強化し、教育効果の向上を図るため、次の事を行う。

・ソルフェージュ教育研究会を活性化し、大学学部と附属高校の教育研究面での連携を推

して、高い教養と、魅力的な人間性の涵養に努める。 2) 学校運営について、学外からの意見を積極的に活用し、柔軟かつ機動的な意思決定を可能とする仕組みを取入れるように努める。	進する。 ・管弦楽教育において音楽学部オーケストラ委員会や指揮科などとの間で緊密な連絡を行い、指導体制及びカリキュラムの見直し・改善を図り、教育の質の向上に努める。 1 - 2 . 学校運営の改善に関する具体的方策 ・ 附属音楽高等学校運営委員会の運営の見直しを行い、柔軟かつ機動的に意思決定を可能とする仕組みにする。 ・ 学校評議員制度等、学外からの意見を積極的に活用し、学校運営の向上と充実を図る。 ・ 音楽学部と連携・協力し、附属高校の在り方について検討するための組織を設置する。 1 - 3 . 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 ・ 本校の目的を達成するために、入学者選抜について、附属音楽高等学校運営委員会で入試科目、実施方法、実施期間等について多面的な調査検討を行う。 ・ 全国的な少子化傾向、音楽専門教育の実施校の増加等にともない、全国各地から優秀な生徒の確保を図るため、学校説明会の開催、ホームページの充実など、附属高校に関する情報をさまざまな機能を通して提供し、生徒募集の強化を図る。 1 - 4 . 公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修に関する具体的方策 ・ 普通科目担当の教員については、各都道府県及び他の国立附属学校との人事交流を積極的に推進する。教員研修の実施に当たっては、東京都教職員研修センターの資源を効果的に活用する。 1 - 5 . 教育研究活動成果発表の推進 ・ 研究紀要の発行を定期化し、附属高校の教育研究を内外に発表する。 ・ 定期演奏会、室内楽演奏会等の機会を強化し、附属高校の教育成果の公表に努める。 ・ 全国芸術高等学校長会の音楽小部会(全国音楽高等学校協議会)の理事校として、全国の音楽教育を推進する。
業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 1 . 本学の目標に即した教育研究，社会貢献を実現するための戦略の確立と，その効果的かつ迅速な執行を図るための体制を整える。	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1 - 1 . 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 ・ 学長及び役員会を支援するシステムを確立し、様々な計画の企画・立案・実施において教育研究の主体である学部の意見を的確に反映させるなど、部局等との連携を強化しながら、迅速かつ機動的な運営を推進する。 1 - 2 . 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ・ 学長、役員会、学部長等の連絡を密にし、定期的な会議により業務間の調整を図りつつ、大学運営の迅速な遂行を図る。 ・ 全学委員会の見直しを行い、役員会・経営協議会・教育研究評議会と委員会との位置づけを明確にし、職務内容に適した迅速な委員会活動を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 1 芸術文化伝統の継承発展と新しい芸術文化創造という大学の目標に即した教育研究組織の改革を進める。

- 1 - 3 ．学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策
・学部長等を中心とした学部内機構の再編・整備を進め、企画運営、学生対応、点検評価等、学部運営に関する適切な運営体制を確立する。
- 1 - 4 ．教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
・学内各種委員会等を教員・事務職員等により構成し、一体的な運営を図る。
- 1 - 5 ．全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
・学長のリーダーシップに基づき、学部を中心とした教育研究等の重要性、緊急性などを踏まえ、全学的な方針により適性かつ戦略的に学内資源を配分する。
- 1 - 6 ．学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
・学内の各種委員会等に必要に応じ学外の有識者を加えて広く意見を求める。
・広報面、国際交流に関する外国語能力面、財務・経営面などでの専門家を外部より登用し、業務運営の強化を図る。
- 1 - 7 ．内部監査機能の充実にに関する具体的方策
・会計監査の充実のため、職員内部組織における相互牽制体制を整備させる等、内部監査機能の強化を図る。
- 1 - 8 ．国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
・新国大協（仮称）の活動を通じて、他大学との連携・協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1 - 1 ．教育研究組織の再編・見直しのシステムに関する具体的方策
・芸術文化伝統の継承発展及び新しい芸術創造を一層強力に推し進めるため、必要に応じ学科編成・再編についての検討を大学改革推進会議において行う。
・大学院改善委員会において、芸術の新しい分野に対応した大学院の再編・拡充に関しての調査検討を行う。
・教員の特性能力を踏まえ、各部局の枠をとりはずした交流を活性化する。
・大学院の充実・拠点化に対応した創造研究スペースと支援体制を整える。
- 1 - 2 ．教育研究組織の見直しの方向性
・映像・舞台芸術など新たな教育研究分野拡充についての調査検討をより一層推進する。
・芸術情報センター等の整備・充実を図り、芸大の全学的な情報の拠点を拡充する。
・音楽学部音楽環境創造科及び大学院美術研究科先端芸術表現専攻修士課程に対応した大学院の整備を図る。

3 人事の適正化に関する目標

1. 非公務員型を生かした、柔軟で多様な人事システムの構築を検討し、戦略的かつ効果的な人的資源の活用を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

1. 新しい運営体制に対応した企画・支援体制の充実を図るとともに、事務処理体制の見直しを行い、集約化できる業務を整理し効率化、合理化を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1 - 1. 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - ・教育、研究、学内運営など教員の業績を多面的に評価できる人事評価システムを構築する。
- 1 - 2. 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・多様な勤務形態や柔軟な兼業・兼職制の導入と早期退職に伴う制度整備の充実を図る。
 - ・サバティカル制度について検討する。
- 1 - 3. 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ・学部学科等の特性、教員の勤務形態に応じた任期制を導入するとともに教員の支援体制を強化し、教員の能力向上を図る。
 - ・公募制を促進し、幅広く教員の確保を図る。
- 1 - 4. 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
 - ・外国人教員と女性教員の採用を促進する。
- 1 - 5. 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - ・一般職としては、全国統一試験による採用を基本とし、専門性の高い職種（法務・国際、情報等）については資格取得者の採用など、本学独自の採用制度を構築する。
 - ・複雑化・高度化する業務への対応及び職員の資質の向上の観点から、職種別研修、専門性研修等の研修方法の確立及び他大学との計画的な人事交流を積極的に推進する。
- 1 - 6. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・業務の見直し再編を行い、外部委託が有効かつ可能な業務については外部委託を進め、人員（人件費）の抑制に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1 - 1. 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - ・学長のリーダーシップの下で、全学的な経営戦略の企画立案を行う機能の充実を図り、効率的・機動的に教育研究活動の支援を行うことができるよう、事務組織の見直しを行い、適切な事務組織を構築する。
- 1 - 2. 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
 - ・複数大学共同で業務処理（職員採用試験関係、職員研修関係等）にあたれるよう、システムの構築を図る。
- 1 - 3. 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 1 . 点検評価内容、方法及び体制の見直し、充実を図る。 2 情報公開等の推進に関する目標 1 . 学内情報の公開や開示請求などへの対応に関して基本方針を見直し、積極的な情報提供を図る。	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 1 - 1 . 芸術分野(美術・音楽)における評価・分析方法について調査検討し、評価基準の試案を策定する。 1 - 2 . 内部評価を充実させ、大学運営の改善に活用するため、点検評価委員会などを拡充した評価室(仮称)の設置など評価体制の整備を図る。 1 - 3 . 芸術分野の専門家による第三者評価、大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターにおける来館者・聴衆に対するアンケート調査など、外部評価を促進する。 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 1 - 1 . 情報公開に関して広報委員会等、学内組織の見直しを行う。 1 - 2 . ホームページを通じて、教務学生情報、キャンパス情報、教員情報、展覧会・演奏会情報、法人文書等の積極的な発信を図る。 1 - 3 . 開示請求に迅速に対応出来る体制の整備を図る。
その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 1 . 教育研究に必要な設備・施設の充実を図る。 ・日本で唯一の国立の芸術大学としてふさわしい機能と環境の再構築を目指す。 ・既存施設の有効活用並びに百年建築の整備に最大限配慮した計画の着実に実施する。 ・施設の点検・評価に関する調査とこれを踏まえた共用スペース等の活用を促進する。 ・施設総合マネジメント体制及びルールを整備する。	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 1 - 1 . 施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分、共用スペースの指定など、効果的かつ効率的なスペースの運用(東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則)の着実かつ継続的な実施を図る。 1 - 2 . 今後の教育研究内容の変化に柔軟に対応するフレキシブルスペース(共用スペース、パブリックスペース、多目的スペース、屋外スペース)の創造力あふれる運用を図る。 1 - 3 . 大学院の充実等、新たな教育研究の展開に対応する施設整備、並びに既存施設を最新の設備・機能・耐震性能・デザインへと蘇生するための整備計画の着実な実施に努める。 1 - 4 . 地元自治体等との協力体制による施設整備を推進する。 1 - 5 . 上記各項目並びに施設の点検・保守・修繕等に係る整備計画の着実な実施と企画・立案業務の強化を踏まえ、教員及び事務が一体となる執行及び責任体制の構築を図る。

2 安全管理に関する目標 1 . 安全と環境等に配慮したキャンパスの整備を行う。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1 - 1 . 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 ・ 労働安全衛生コンサルタント等の導入により，労働安全衛生法などの関係法令等を踏まえた安全管理体制の整備及びシステムの構築を図る。 ・ 大学としての安全管理マニュアルを作成する。 ・ 毒劇物等の危険物取扱い，実験廃棄物に関する厳格な管理体制の整備を図るとともに定期点検等の措置を講ずる。 1 - 2 . 学生等の安全確保等に関する具体的方策 ・ 盗難や事故等の防止のための学内セキュリティ管理及び自然災害に対応した計画推進に務める。 ・ 広く開かれた大学として，身体障害者や高齢者への配慮に努める。
	予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 別紙参照 短期借入金の限度額 ○ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 3 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。 余剰金の使途 ○ 決算において剰余金が発生した場合は， ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 災害復旧工事	総額 1 6 8	施設整備費補助金 (1 6 8 百万円)

(注 1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注 2) 小規模改修について 1 7 年度以降は 1 6 年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 教員の任期制の導入

東京芸術大学における教育研究の活性化を図るとともに、社会に対して本学の教育研究水準の質的保証を図る観点から、大学教員に原則として任期制を導入する。

(2) 専門性のある事務職員の育成

高等教育機関としての専門的な業務に対応できるよう、資格取得者の採用などを含め高度な専門性をもった職員の育成に努める。

(3) 事務職員の研修計画

職員の能力開発や意識向上を図るため、次の職員研修（外部研修を含む。）を実施するとともに、新たな研修企画の検討を実施する。

1) 新規採用者研修

2) 職種別研修、専門性研修

3) 語学研修

(4) 職員の人事交流

他大学や国立美術館等との人事交流を図り、職員の意識改革を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 28,541百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

○ 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担を要するものはない。

4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風22号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画	
別表（学部、研究科等）		別表（収容定員）	
学 部	美術学部 音楽学部	平成 16 年度	美術学部 9 6 0 人 音楽学部 9 3 8 人 美術研究科 4 2 8 人 （うち修士課程 3 5 3 人） 博士課程 7 5 人） 音楽研究科 2 4 3 人 （うち修士課程 1 9 8 人） 博士課程 4 5 人）
研 究 科	美術研究科 音楽研究科 映像研究科	平成 17 年度	美術学部 9 6 0 人 音楽学部 9 4 8 人 美術研究科 4 4 7 人 （うち修士課程 3 6 2 人） 博士課程 8 5 人） 音楽研究科 2 4 3 人 （うち修士課程 1 9 8 人） 博士課程 4 5 人） 映像研究科 3 2 人 （うち修士課程 3 2 人）
		平成 18 年度	美術学部 9 6 0 人 音楽学部 9 4 8 人 美術研究科 4 5 7 人 （うち修士課程 3 6 2 人） 博士課程 9 5 人） 音楽研究科 2 4 3 人 （うち修士課程 1 9 8 人）

	映像研究科	(博士課程 4 5 人) 6 4 人 (うち修士課程 6 4 人)
平成 19 年 度	美術学部	9 6 0 人
	音楽学部	9 4 8 人
	美術研究科	4 6 7 人 (うち修士課程 3 6 2 人) 博士課程 1 0 5 人)
	音楽研究科	2 4 3 人 (うち修士課程 1 9 8 人) 博士課程 4 5 人)
	映像研究科	6 4 人 (うち修士課程 6 4 人)
平成 20 年 度	美術学部	9 6 0 人
	音楽学部	9 4 8 人
	美術研究科	4 6 7 人 (うち修士課程 3 6 2 人) 博士課程 1 0 5 人)
	音楽研究科	2 4 3 人 (うち修士課程 1 9 8 人) 博士課程 4 5 人)
	映像研究科	6 4 人 (うち修士課程 6 4 人)
平成 21 年 度	美術学部	9 6 0 人
	音楽学部	9 4 8 人
	美術研究科	4 6 7 人 (うち修士課程 3 6 2 人) 博士課程 1 0 5 人)
	音楽研究科	2 4 3 人 (うち修士課程 1 9 8 人)

		映像研究科	(博士課程 45人) 64人 (うち修士課程 64人)
--	--	-------	---------------------------------------

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 16 年度～平成 21 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	29,021
施設整備費補助金	168
施設整備資金貸付金償還時補助金	6,408
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	11,943
授業料及入学検定料収入	11,271
財産処分収入	0
雑収入	672
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	524
長期借入金収入	0
計	48,064
支出	
業務費	40,964
教育研究経費	34,035
一般管理費	6,929
施設整備費	168
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	524
長期借入金償還金	6,408
計	48,064

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 28,541 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17 年度以降は 16 年度の人件費見積り額をふまえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人東京芸術大学退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $H(y-1)$ は直前の事業年度における $H(y)$

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y-1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ ($C(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y-1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ ($C(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y-1)$ は直前の事業年度における $C(y)$

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y-1)$ は直前の事業年度における $C(y)$

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) C(y) = \{C(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - C(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + C(x)$$

$$(2) D(y) = D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) E(y) = E(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) F(y) = F(y)$$

$$(5) G(y) = G(y)$$

$C(y)$: 学部・大学院教育研究経費(、)、附属学校教育研究経費(・)を対象。

$D(y)$: 附属施設等経費()を対象。

$E(y)$: 教育等施設基盤経費()を対象。

$F(y)$: 特別教育研究経費()を対象。

$G(y)$: 入学料収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = H(y) + I(y)$$

$$(1) H(y) = H(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) I(y) = I(y)$$

$H(y)$: 一般管理費()を対象。

$I(y)$: 特殊要因経費()を対象。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。 1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε（イプシロン）：施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、一定の仮定の下により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	41,073
業務費	37,507
教育研究経費	6,560
受託研究費等	106
役員人件費	765
教員人件費	23,968
職員人件費	6,108
一般管理費	2,448
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,118
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	41,073
運営費交付金	27,461
授業料収益	8,906
入学金収益	1,456
検定料収益	936
受託研究等収益	106
寄附金収益	410
財務収益	8
雑益	672
資産見返運営費交付金戻入	966
資産見返寄付金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	147
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	49,007
業務活動による支出	39,947
投資活動による支出	1,709
財務活動による支出	6,408
次期中期目標期間への繰越金	943
資金収入	49,007
業務活動による収入	41,488
運営費交付金による収入	29,021
授業料及入学金検定料による収入	11,271
受託研究等収入	106
寄付金収入	418
その他の収入	672
投資活動による収入	6,576
施設費による収入	6,576
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	943

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込額である。